

令和3年5月7日

第30回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

5月7日（金）、青森市内では、746例目から764例目となる新型コロナウイルス感染症患者が19例発生したことを踏まえ、速やかに積極的疫学調査を実施し感染拡大防止を図ることを指示します。また、営業時間短縮要請実施区域である本町周辺地区におけるクラスターは、4月21日（水）以降16日間発生していないものの、飲食店における感染予防対策を徹底するとともに、障がい者施設、高齢者施設及び児童福祉施設等におけるクラスターの発生を踏まえ、施設に対するワクチン接種を急ぐ必要があることに加え、国立感染症研究所及び青森県と連携し、青森市保健所内の現地危機対策本部をさらに強化するため、以下のとおり指示します。

- 5月10日（月）からの高齢者施設のワクチン接種と並行し、①障がい者施設入所者及び従事者、②高齢者施設従事者、③児童福祉施設従事者においても、ワクチン接種を順次実施すること。
- 時短要請実施区域における飲食店約800店舗を対象に、5月10日（月）から15日（土）までの6日間、市職員（延べ108名）による巡回を行い、「従業員のマスク着用の徹底」「営業中の扉や窓の開放」「アクリル板等の設置」等の徹底と「青森市地域外来・検査センター」の集中的な受診を呼びかけること。
- 現地危機対策本部（本部長：能代谷潤治副市長）の下、青森市保健所・感染症対策課の体制をさらに強化するため、現行の40人体制を倍増させること。

市民の皆さまには、現在、ワクチン接種券を順次お送りさせていただいているところですが、ワクチン接種が行き届くまでの間、引き続きマスクの着用や手指消毒等の感染症対策を続けていただくとともに、特に飲食店等の利用については、「感染症対策を徹底していない店を利用しないこと」「複数の店を渡り歩かないこと」「深夜まで利用しないこと」、についてご理解とご協力をお願い申し上げます。